

久喜市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の防止に必要な事項を定めることにより、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって市民等の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 道路、公園、駅前広場その他屋外で不特定多数の者が自由に出入し利用できる公共の場所をいう。
- (2) 路上喫煙 路上等においてたばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (3) 受動喫煙 他人が喫煙するたばこの煙を吸うことをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う全てのものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止のため必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、市民等又は事業者が行う路上喫煙の防止に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、路上等を管理するものが喫煙場所として指定した区域で喫煙する場合又は立ち止まり、吸い殻を収納するための容器を使用して喫煙する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により喫煙する場合であっても、火傷その他の被害又は

受動喫煙を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

- 3 市民等は、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、従業員その他事業活動を行う者に対し、喫煙マナーの向上を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 たばこの製造及び販売事業を行う者は、路上喫煙の防止のための自主的な取組を推進し、広く喫煙マナーの向上を図るよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を実現するため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、禁止区域の区域の変更及び指定の解除について準用する。

(禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第7条 何人も、禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙場所として指定した場所については、この限りでない。

(指導)

第8条 市長は、前条本文の規定に違反して禁止区域内において路上喫煙をした者に対し、路上喫煙をしないよう指導することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第7条本文の規定に違反した者で、正当な理由がなく第8条の指導に従わなかったものは、2万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日から、第10条の規定は同年7月1日から施行し、同日以後に第8条の指導に従わなかった者について適用する。